

【税理士の資格のない人は税理士のしごととはできません】

税理士は、税理士の資格のある人が、税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に入会することとなっています。

したがって、この入会手続きをしていない人は税理士業務はできません。資格のない人が税理士業務を行えば、法律で罰せられます。また、資格のない人は、不当な報酬を請求したり、納税者に思わぬ損害を与えたりすることがありますので、十分にご注意ください。

税理士のことについては、お近くの税理士会にお問い合わせ下さい。正規の税理士は、税理士証票を持ち、バッジをつけています。



税理士バッジ